

i マイナポイント第2弾が
実施されています

これまでに、マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方や、令和4年9月30日までにマイナンバーカードを申請された方は、キャッシュレス決済サービスを用いて最大5千円分のマイナポイントを取得することができます。

また、第2弾では、健康保険証利用申し込み、公金受取口座登録をされた方も、それぞれ7千500円分のマイナポイントを取得することができます。

◆マイナポイント第2弾の対象者・

受取方法

①マイナンバーカード新規取得者

※マイナポイント未申込者含む

②健康保険証利用申込者

すでに申込済みの方含む

③公金受取口座登録をされた方

①キャッシュレス決済サービスを用いて2万円分のチャージまたは買い物をし、25%分のポイントを受け取る(最大5千円分)。

②7千500円分のポイントを受け取る(最大5千円分)。

③②と同じ
準備するもの

- ・マイナンバーカード(マイナンバーカード発行時に自身が設定した4桁の暗証番号)
 - ・決済サービスのカードなど
 - ・公金受取口座登録を希望される方は、通帳など
- 役場では、マイナポイントの申し込みのサポートを行っています。マイナポイントの申し込みがまだの方は、ぜひご利用ください。

マイナポイントを取得するためには、令和4年9月末までにマイナンバーカードの申請が必要となります。また、マイナポイントの申し込みは、令和5年2月末までとなります。



i 「マイナンバーカード申請サポート(無料)」を行っています

マイナポイントを取得するには、令和4年9月30日までに、マイナンバーカードの申請が必要です。「マイナンバーカードの申請がまだ済んでいない」、「カードを作りたいが申請の方法が良くわからない」という方へ、役場で職員が申請サポートします。いつでも作成できますのでお気軽にご相談ください。

◆サポート内容

・顔写真撮影

・マイナンバーカード申請の代行

◆受付時間

午前8時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時30分

※土日祝日・年末年始を除きます

◆お持ちいただくもの

- ①通知カード
- ②本人確認書類(左記のAの1点もしくはBの2点。有効期限があるものは有効期限内に限ります)

A

運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)・パスポート(旅券)・住民基本台帳カード(顔写真付)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮在留許可書

- B 健康保険証・年金手帳・各種年金証書・生活保護受給者証・児童扶養手当証書・顔写真付きの学生証や、社員証など

◆マイナンバーカード交付までの期間

マイナンバーカードの交付申請からおおむね1カ月となっています。

◆注意事項

マイナンバーカードの申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しください。また、15歳未満の場合は、法定代理人(親権者)の方と一緒にお願いします。

